

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 平成31年1月11日（金）
開会 午前11時35分
閉会 午後 0時16分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席委員 （委員長）堀 巖、（副委員長）木村冬樹
（委員）鈴木麻住、鬼頭博和、関戸郁文
黒川武議長、大野慎治副議長
5 欠席委員 欠席無し
6 説明員 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤顕
7 委員長あいさつ
8 議長あいさつ
9 協議事項

（1）執行機関からの質問書について

堀委員長：先回（1月7日）申入書を出し直してはという意見、そして一旦会派へ持ち帰って議論することになっていたが、その後はどうか。

関戸委員：この申入書を提出することによって目指すもの。行政に対して何を応えてもらおうとしているのか。

堀委員長：資料にあるように円滑な議事運営に留意いただき、理解いただきたいという趣旨である。

関戸委員：それで良いのか。

堀委員長：委員長としてはそれで良いと考える。

関戸委員：以前の申入書に比べるとかなり内容が変わったと捉えるが。

堀委員長：提出した申入書に対して、執行機関側は細かい点に踏み込んで、質問書という形で尋ねられてきた。その内容は議会からの申入れの本意ではない。質問書にある事項は、それはそれとして別の場で議論すれば良いと考える。まずは円滑な議会運営に資することを理解されたいとして、この内容とした。

関戸委員：全く内容が変わったという理解で良いか。

堀委員長：内容は変わっていない。

黒川議長：この間、経緯の部分がクローズアップされてしまった。記述に多少は過激な言い回しもあったかもしれないが、経緯のところで見方、考え方が違うであろうという相違点が出てきてしまったので、議会が本来的に申入れしたいことを簡潔にまとめて、この文章に至っている。

鈴木委員：厚生・文教常任委員会とあるのは。

関戸委員：財務常任委員会である。

堀委員長：財務常任委員会の間違いである。

関戸委員：執行機関から質問書として提出されてしまっているの、それを排除するのはどうか。

堀委員長：前回は議論したが、質問書にある質問に答えていくと...

関戸委員：質問とは別の話で執行機関との話合いの場を設けるのが良いのではないか。

堀委員長：議長としては提出し直す訳であるので、きちんと向かい合って話をするようになる。

関戸委員：それで結構である。

黒川議長：確認したい。

堀委員長：趣旨を伝えるために出し直すので、一定の説明は必要かと考える。

黒川議長：この申入書の取扱いが難しいところではあるが、議長名で一度提出したものを再度出し直すとなると、議長としての行為は何だったのかと問い質さなくてはならない。議会運営についてこの委員会の総意で決めたものは議長として尊重している。委員会での取扱いが変われば議長として対応しなければならないと考える。申し入れた側が内容が違っていたとしてお詫び申し入れながら説明するのはいかがなものかと考える。議会運営委員会と部長会とで話合いの場を設定するのは可能かもしれないが着地点として決裂する可能性もある。

関戸委員：どういう展開になっていくのかということと認識する。

堀委員長：議長から部長会と言われたが、委員長としては議長と市長で文書のやり取りをしている。これを部長に下して意思決定するという手続きがどうかと考える。

黒川議長：事実上はそのようになっていく。市長と話をするとっても部長が同席することになる。先般の質問書を持ち出して、議会側として議長が答えていたら一致点は見いだせない。

堀委員長：議会運営に関しては、執行機関側のトップである市長がおかしいという認識を持ってもらえば良い。

黒川議長：その認識に導くためには、それ以前の言い分が執行機関側にもあるわけである。その言い分があるのは部長である。

堀委員長：そこと対峙すると解決には至らなくなる。

黒川議長：副市長と話がまとまれば、市長も話に応じるかと思われる。

木村副委員長：書式の誤りがあったのは、謝罪から始まらなくてはならないというのはある。文書を提出し直すというよりは、話合いの場を持って、

最初の書式にミスがあったことは謝って、そこから話合いの場を持つことは良いと考える。文書を出すときに私も言ったのであるが、議会選出の監査委員の発言は伝わらなかった。ここは議会が不十分であった。その場で問い質すものではないという趣旨だとしても、副市長があのような発言をすることもありえることである。

堀委員長：それには反対する。前年度監査委員の質疑は過去にもあった。それがあつても関わらず私の際には本会議中に質疑された。岩倉市のルールもあるが、副市長は調べた結果、全国的に発言が控えられているという議会が多く、おかしいのではないかという発言に至った。このタイミングでの発言ではないものと捉える。

大野副議長：申合せにしたのかどうかも曖昧で来ている。過去にも監査委員の質疑に関して確認はしているが、申合せにはしていない。

黒川議長：監査委員の発言に関しては、昨年度、9月定例会後の10月に議会運営委員会で協議してもらおうよう依頼した。しかし当時は決めるべく案件が他にあり、監査委員の発言に関しては協議できないまま今日に至っている。副議長が言われるように新旧の監査委員の質疑はどこまで認められるのか、協議すべきが出来ずじまいである。

木村副委員長：前年度にこのような取扱いをしたことを既成事実として取り扱うことは一方的であると判断する。申合せなりをしっかりと作って、それを執行機関側にもしっかりと伝えて運用していかないといけない。過去の監査委員が質疑したことを既成事実としてしまうことはいかなるものかと考える。副議長が言うように申合せにしっかりとうたって、その後に執行機関にも伝えて運用してはどうか。

黒川議長：先だって議選の監査委員の取扱いについて、話し合うということになっていたかと記憶する。議会として整理すべきところは整理して出し直すとするなら進めて行かなくてはならないと考える。

堀委員長：本日の協議からも出し直すのは少し待つということによろしいか。まずは話合いの場を設けるということで良いか。議事を止めるという意味はどういうことなのか理解してもらいたい。

(2) 議会基本条例の一部改正について

堀委員長：条例の一部改正を3月定例会で行うと決まっていたかと思うが何か意見はあるか。

木村副委員長：議会基本条例推進協議会でも了承を得ているところである。あとは議会運営委員会の意思決定というところである。

大野副議長：これで良いと考えるが、いきなり議案として出すのではなく、執行機関側と調整しなくても良いかということである。規定に執行機関が全く関わりないというものでもない。

堀委員長：例規審査委員会への諮問前が良いか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

堀委員長：「政治姿勢をただす」であるが、「質す」ではないか。

議会事務局統括主査：「問う」、「問い質す」から来れば「質す」が適切かとも考える。

木村副委員長：「正しい」と同語源のようである。

堀委員長：結論は出ないがひらがなということで。他に何か。

黒川議長：第23条の全体的な解説文はどこか。

木村副委員長：解説文の下にある。

黒川議長：第4項については触れているか。

堀委員長：任免権について触れておく必要がある。地方自治法第〇〇条に基づき、何々であるとする必要がある。地方公務員法第6条に任命権者の規定があるので、自治法に併せて触れておく必要があると考える。細かい文書については次回とする。

(3) 上申書について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明。

堀委員長：どうするか。

黒川議長：市民から提出された上申書であるが、執行機関が対応すべきものとする。よって、この上申書は市民からの情報提供と受け止め、全議員に配布するという措置を取りたいと考えるがどうか。

堀委員長：議長からの提案に対し意見はあるか。

各委員：「異議なし。」と発言あり。

堀委員長：情報提供ということで、執行機関の動きを注視しつつ議員個々の判断で一般質問するなり様々な手法があると思うのでお願いします。

(4) その他

特になし。

4 その他

大野副議長：監査委員の2年任期の件について、議論が長くなると思われるので、別の日にお願いしたい。